

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（604））

2. 日時：平成30年1月18日 10時00分～12時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、森技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他4名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第39条耐震設計方針」「第40条 耐津波設計方針」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第39条耐震設計方針について>

- データ伝送装置の対象について具体的に提示すること。
- 荷重の組み合わせのうち、重大事故発生後長期的に荷重が作用している状態について、代替循環冷却を使用する場合における格納容器圧力・温度の推移を整理して提示すること。

<第40条耐津波設計方針>

- 重大事故等対処設備に対する津波防護設備について、防潮堤の位置づけを整理して提示すること。

<基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針について>

- 敷地に遡上する津波に対し、防潮扉は止水機能を維持することとしているが、外郭防護としての位置づけについて整理して提示すること。
- 常設代替高圧電源装置用カルバートは設計基準対象施設としての用途が示されているが、第5条における津波防護対象としての位置づけについて整理して提示すること。
- 余震荷重と組み合わせる津波荷重の考え方について、敷地に遡上する津波における考え方

を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 津波防護対策一覧表
- ・ 主要施設の耐震構造記載設備一覧表